

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 2 号

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

（福島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 福島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。
附則第12条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。